航空法

Ⅰ．案内情報

① 手　　続　　名：国際運賃及び料金の変更認可
② 手　続　根　拠：航空法第１０５条第３項後段
③ 手 続 対 象 者：本邦航空運送事業者
④ 提　出　時　期：国際運賃及び料金を変更しようとするとき
⑤ 提　出　方　法：認可申請書を作成し、特定本邦航空運送事業者（客席数が１００又は最大離陸重量が５万キログラムを超える航空機を使用して行う本邦航空運送事業者）については、国土交通省航空局航空事業課、特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者については、地方航空局（東京・大阪）航空振興課へ提出して下さい。
⑥ 手　　数　　料：なし
⑦ 添付書類・部数：なし
⑧ 申 請 書 様 式：認可申請書
⑨ 記載要領・記載例：提出先となる国土交通省航空局航空事業課・地方航空局航空振興課にお問い合わせ下さい。

Ⅱ．窓口情報

① 提 出 先：国土交通省航空局航空事業課０３－５２５３－８１１１（内線４８５３４）
　　東京航空局航空振興課　　０３－５２７５－９３１５
　　大阪航空局航空振興課　　０６－６９４９－６２１６
② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
③ 相談窓口：国土交通省航空局航空事業課０３－５２５３－８１１１（内線４８５３４）
　　東京航空局航空振興課　　０３－５２７５－９３１５
　　大阪航空局航空振興課　　０６－６９４９－６２１６

Ⅲ．手続情報

① 審査基準　　：航空法第１０５条第２項
② 標準処理期間：１～３ヶ月
③ 不服申立方法：行政不服審査法の規定による。